

## 豊中市医師会 虹ねっと com (豊中あんしんネット)運用ポリシー

### (目的)

第1条 この運用ポリシーに基づく事業は、患者と医療・介護関連事業者並びに豊中市医師会会員との連携をめざすものであり、豊中における ICT (Information and Communication Technology) を活用した在宅医療・介護情報連携システム、虹ねっと com で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、虹ねっと com を適正に利用することに資することを目的とする。

### (法令及びガイドライン)

第2条 事業者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、虹ねっと com を利用することとする。

- (1) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- (2) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 最新版

### (利用申込)

第3条 新たに虹ねっと com を利用する事業所は豊中市医師会に対して「利用申込書」及び「連携守秘誓約書」を提出し、虹ねっと com の適正な運用に努めるものとする。(利用申込書・・・別紙様式 1、連携守秘誓約書・・・別紙様式 2)

- 2 虹ねっと com 利用にあたり、利用者ひとりずつに個別のメールアドレスを登録することが原則とする。セキュリティの確保ならび上記ガイドライン等を遵守する上で、メールアドレスの共有は推奨しない。各事業所において、ひとりずつに個別のメールアドレスを付与することが困難である場合には、個人のメールアドレスを登録するか、フリーメールアドレスを取得すること。
- 3 虹ねっと com でのメールアドレスの役割は、株式会社日本エンブレースが提供・運営する完全非公開型医療介護専用 SNS「Medical Care Station (MCS)」を使用するための認証として使用する。

### (連携元事業所)

第4条 患者の情報共有を行う場合は、該当する患者を管理する事業所が「連携元事業所」となり、患者情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

- 2 患者グループを作成する際は、かかりつけ医が所属する医療機関が連携元事業所となることが望ましいが、特定のかかりつけ医がない場合には、「虹ねっと com」に利用申し込みをした事業所で、患者の全体像を把握できる事業所(例えば、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションなど)が連携元事業所となることができる。
- 3 前項におけるかかりつけ医は、原則として豊中市医師会会員とする。

### (連携元事業所の責務)

第5条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- (1) 「虹ねっと com」のグループ登録(患者グループ)及び削除管理
- (2) 「虹ねっと com」の各グループへの多職種参加メンバーの招待及び解除
- (3) 患者グループを新たに作成する際には、患者同意書の PDF ファイルもしくは写真をグループのタイムライ

ンに掲載し、同意が得られていることを連携協力事業所のスタッフに開示することとする。

#### (患者同意)

第 6 条 連携元事業所は、虹ねっと com で情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族と「患者同意書」を  
 交わし、双方が所持するものとする。(患者同意書・・・別紙様式4)

#### (事業管理者)

第 7 条 連携元事業所及び協力事業所の各事業管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だ  
 けがアクセスできる環境を維持するために、虹ねっと com の管理運用を行う。

2 前項において、各事業管理者は、事業所内の特定の職員に管理者権限を付与することができる。

#### (虹ねっと com 管理者の責務)

第 8 条 虹ねっと com 管理者は虹ねっと com の適正な利用がされるように、次の業務を行う。

- (1) 虹ねっと com の患者情報、個人情報等の管理全般
- (2) 虹ねっと com で利用するIT機器の管理
- (3) 虹ねっと com のIDの管理
- (4) 虹ねっと com の各グループへ招待されたメンバーの招待承認及び解除
- (5) 虹ねっと com への事業所内スタッフ登録及び削除

#### (スタッフ誓約書と教育)

第 9 条 事業所管理者は、虹ねっと com を利用する従事者と守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、虹ねっ  
 と com 管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うこと。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交  
 わしている場合は、省略できるものとする。

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。(従事者誓約書・・・別紙様式3)

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所で  
 知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

#### (虹ねっと com 利用上の留意事項)

第 10 条 事業所管理者及びユーザーは、別紙【虹ねっと com 利用上の留意事項】に留意して、虹ねっと com を  
 利用する。

#### (ID・パスワードの管理)

第 11 条 虹ねっと com の ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し  
 共有しない。
- (2) 一つの ID を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合8ケタ以上とし、定期的(最長で2か月に1回)に必ず変更する。

- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホ、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

### (IT 機器のセキュリティ対策)

第12条 IT 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨・検討する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード(英数混合8文字以上)を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) 情報機器には、例えばファイル交換ソフト(Winny 等)をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) 虹ねっとcomの操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピーやスクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) リモートワイプサービス(注1)を利用することを検討。
- (7) 緊急回線停止サービスを利用することを検討。
- (8) 端末管理・利用者管理(MDM) (注2)サービスを利用することを検討。
- (9) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式で虹ねっと com 管理者に届け出て、承認を得ること。
- (10) ユーザー個人所有の端末を業務で使用する場合には、事業所ごとの判断で紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、同様の運用を行うものとする。

(注1) リモートワイプサービスとは

リモートワイプとは、携帯電話やスマートフォンなどのモバイル端末を遠隔地から操作し、端末に保存されているデータを削除する機能およびサービスのことである。リモートワイプを実行すると、モバイル端末に保存されたデータは消去され、端末を操作しても情報を得ることができなくなる。

(注2)MDM とは

MDM(デバイスマネジメント)とは、複数台のスマートフォンおよびタブレット端末をリモートで一元管理できるサービスです。

### (災害時の端末機の使用)

第13条 災害時には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(最新版)」に拘わらず、(緊急連絡および災害情報共有手段として)人命を最優先する観点から、事業管理者が管理していない端末機を使用することができるものとする。

### (退会)

第14条 登録者が事業所を退職等により、虹ねっと com を利用しなくなった場合、事業管理者はすみやかに「虹ねっと com 退会届出書」を豊中市医師会に届出するものとする。(別紙様式 5)

### (その他)

第15条 その他、この規定の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。

### 附則

1. この規定は平成29年8月1日から施行する。
2. この規定は令和2年4月1日から施行する。

(第13条、第14条を追加)

## 【虹ねっと com 利用上の留意事項】

### (1) 連携元事業所

- ・ 虹ねっとcom で患者単位のグループを作り、それぞれの患者ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して患者単位のチームを作る。1つのグループで複数の患者個人情報が混在するような運用は避ける。
- ・ 連携元事業所は、該当するユーザーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

### (2) 虹ねっと com 管理者

- ・ 虹ねっと com 管理者は、虹ねっと com を利用しなくなった患者について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。
- ・ 虹ねっと com 管理者は、虹ねっと com の安全かつ適正な運用管理を図り、ユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのユーザーの虹ねっと com の利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
- ・ 虹ねっと com 管理者も、以下に示す 虹ねっと com ユーザーの利用方法を遵守する。

### (3) 虹ねっと com ユーザー

- ・ 情報セキュリティに十分に注意し、虹ねっと com の ID やパスワードを事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供してはならない。
- ・ 患者グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。
- ・ 各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まない。
- ・ 各患者グループへの書き込みは、虹ねっと com の位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内の情報共有の場として利用する。
- ・ 虹ねっと com のグループごとに常にだれが参加しているのかをわかりやすくするためにも、虹ねっと com の個人設定で、スタッフごとにプロフィール、顔写真を登録する。
- ・ 自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから、すみやかにメンバーから「解除」を行う。
- ・ 事業所を辞めた時など、虹ねっと com を利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
- ・ 虹ねっと com ユーザーは、書き込みの際に、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行って、入力情報に対する責任を明示すること。
- ・ 虹ねっと com ユーザーは、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと
- ・ 虹ねっと com ユーザーは、虹ねっと com のシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに虹ねっと com 管理者に報告し、その指示に従うこと
- ・ 虹ねっと com ユーザーは、不正アクセスを発見した場合、速やかに虹ねっと com 管理者に連絡しその指示に従うこと
- ・ 事業所の虹ねっと com 管理者の退会に伴い、当該事業所に虹ねっと com 管理者がいなくなる場合、事業管理者は他の者を虹ねっと com 管理者として置かなければならない。所定の手続きがなく、虹ねっと com 管理者がいなくなった場合、豊中市医師会(虹ねっと com 事務局)は事業管理者と相談の上、新たに虹ねっとcom管理者を置くことができるものとする。

## 「虹ねっと com」利用申込書

一般社団法人 豊中市医師会  
会長 飯尾 雅彦 様

本事業所において、虹ねっと com を利用した情報共有を行いたいので、申し込みます。

令和 年 月 日

事業所名: \_\_\_\_\_

事業所住所: 〒 \_\_\_\_\_

電話番号(事業所): \_\_\_\_\_

管理者氏名: \_\_\_\_\_ 印

### 記

#### 利用者名簿

※虹ねっと com 管理者(事業所の責任者及び管理者権限を付与された職員)は、管理者欄に“◎”をつけてください。(一事業所に複数でも可)。

※すでに MCS のアカウントを取得済みの方は、MCS 登録有欄に“△”をつけてください。

管理者	職種	氏名	性別	メールアドレス	MCS 登録有

※ 複数のスタッフでのメールアドレスの共有はセキュリティ上認められません。

※ この利用申込書は、初回時は、押印のうえ医師会にご提出をお願いいたします。あわせて、この利用申込書(word)を添付して、医師会 tynk-c@toyonaka.osaka.med.or.jp にお送りください(入力ミスを防ぐため)。管理者が同じで、利用者を追加する場合は、利用申込書(word)のみを医師会までメール送信してください。

【提出先】 〒560-0012 豊中市上野坂 2 - 6 - 1  
一般社団法人 豊中市医師会  
Tel 06-6848-1671 Fax 06-6848-1526  
mail:tynk-c@toyonaka.osaka.med.or.jp

医療機関等



医師会

## 「虹ねっと com」利用に係る連携守秘誓約書

一般社団法人 豊中市医師会

会長 飯尾 雅彦 様

### 第1条（連携情報保持の誓約）

私は、虹ねっとcomを利用する事業所の管理者として、虹ねっと comを利用する従事者が法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます）を遵守するとともに、「豊中市医師会 虹ねっと com 運用ポリシー」（以下、「運用ポリシー」という。）に基づき、以下の情報（以下、「連携情報」といいます。）の一切を許可なく開示、漏えい又は使用しないよう管理することを誓約します。

- ① 患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。）
- ② その他連携業務内で知り得た情報（患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の連携業務内における情報も含みます。）
- ③ その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません。）

### 第2条（連携情報の管理等）

- 1 私は、従事者が連携情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を使用するにあたって、連携情報を許可なく複製したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないように注意します。
- 2 私は、機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません）を業務で使用する場合には、運用ポリシーに基づき機器の管理を行います。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。
- 3 私は、従事者に対して個人情報保護や IT 機器のセキュリティについて定期的に教育を実施します。

### 第3条（利用目的外での使用の禁止）

私は、当該情報を連携業務以外で利用しないものとし、患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

### 第4条（退職後の業務情報保持の誓約）

私は、連携を離脱した後も、業務情報の一切を、許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

### 第5条（損害賠償）

私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、誠意をもって協議致します。

### 第6条（その他）

この誓約書に定められているほか必要な事項は、豊中市医師会理事会で定める。

令和 年 月 日

事業所名

事業所所在地

管理者氏名

印

医療機関等



医師会

## 業務情報保持に関する誓約書

(事業所名称)

管理者(氏名)

様

### (業務情報保持の誓約)

第1条 私は、貴事業所の業務の従業者として、法令(法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます。)及び貴事業所内の諸規定(就業規則、マニュアル等を含みます。)を遵守するとともに、以下の情報(以下、「業務情報」といいます。)の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

- ① 患者、患者の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報(氏名、生年月日、住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別することができるものを含みます。)
- ② その他貴事業所内で知り得た情報(患者、患者の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の貴事業所内における情報も含みます。)
- ③ その他業務に関連して知り得た情報(業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに限られません。)

### (情報の管理等)

第2条 私は、貴事業所の業務に関連して取得する情報(紙媒体のものだけでなく、電子データも含む)を貴事業所の許可なく複製したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないものとします。

- 2 私は、貴事業所から貸与を受けた機器(携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません。)以外の機器を業務で使用する場合には、必ず貴事業所の書面による許可を得るものとし、許可を得た機器以外の機器に情報を保存しないものとします。また、許可を得た機器に保存されている情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。
- 3 私は、貴事業所のシステムにアクセスする際に、与えられたアクセス権限を超えた操作を行ったり、不正な手段を用いてアクセスを行ったりしないものとします。

### (利用目的外での使用の禁止)

第3条 私は、当該情報を貴事業所が定める目的以外で利用しないものとし、患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

### (退職後の業務情報保持の誓約)

第4条 私は、貴事業所を退職した後も、業務情報の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

### (損害賠償)

第5条 私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、貴事業所が被った一切の損害を賠償することを誓約します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

従業者



医療機関等

## 在宅医療における個人情報使用同意書

患者の円滑な在宅での療養（医療）を実現するためには、患者をとりまく家族、医療従事者、介護従事者、その他の関係者が適切に連携していく必要があります。そのため適切な連携を行うにあたって下記の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 記

- 1) 在宅医療は、医師による継続的な診療が必要であるにもかかわらず、外来受診が困難であるときに行うことができます。
- 2) 在宅医療は、医療環境が整った病院等で検査及び治療等を集中的に受けることよりも、家族のサポートのもとで住み慣れた自宅で安心して療養を継続することを重視して行われるものです。そのため、患者が在宅での療養（医療）を希望されているのはもちろんのこと、患者をとりまく家族においても意思の統一が図られている必要があります。
- 3) 在宅医療は、病院診療に比べて十分ではない事項（例えば以下の事項）があります。
  - ① 訪問（往診）に時間を要すること
  - ② 検査内容及び診療内容が限られており、かつ検査結果が出るまでに時間を要すること
  - ③ 医療設備等について万全ではない部分があること
- 4) 在宅医療の開始にあたっては、これまでの担当医からの同意を得ており、診療情報提供書（紹介状）を入手する必要があります。なお、診療情報提供書とは今までの診療経過や薬の情報（使用禁忌の薬も含む。）等、患者の重要な情報が記載されているものです。
- 5) 在宅医療の継続にあたっては、患者及び家族と在宅主治医との間に確かな信頼関係を築くことが必要となります。
- 6) 容態の変化や療養環境の変化を把握するため定期的な訪問診療を受ける必要があります。
- 7) 円滑な在宅での療養生活を継続していただくため、在宅療養（医療）をサポートする他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者その他の関係者と連携を図る目的で、医療従事者や介護従事者その他の関係者が適切と認める通信手段を用いて診療情報を含む個人情報を共有・提供させていただきます。
- 8) 災害等、緊急性の高い事案が起こった時に限り、安否確認および療養の継続、避難先の確認等のために豊中市保健所等とも情報共有します。
- 9) 在宅医療期間中に患者から取得する個人情報の利用目的は、裏面に記載のとおりです。

以上

（西暦） 年 月 日

私は、上記事項について説明を受け、いずれも同意します。

<患者>

氏名	
住所	

<家族>

氏名	
住所	

[注：在宅をサポートする家族1名以上を記載することを想定しています。]



# 患者の個人情報の利用目的

## 1 当施設での利用

- (1) 患者に提供する医療サービス
- (2) 医療保険事務
- (3) 入退院等の病棟管理（もし必要があれば）
- (4) 会計・経理
- (5) 医療事故等の報告
- (6) 患者への医療サービスの向上
- (7) 当施設での医療実習への協力
- (8) 医療の質の向上を目的とした当施設での症例研究
- (9) その他患者に係る管理運営業務

## 2 当施設外への情報提供としての利用

- (1) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等との連携
- (2) 他の医療機関等からの照会への回答
- (3) 患者の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務等の業務委託及びその他の業務委託
- (5) 家族等への病状説明
- (6) その他患者への医療提供に関する利用
- (7) 保険事務の委託
- (8) 審査支払機関へのレセプトの提供
- (9) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- (10) その他医療・介護・労災保険・公費負担医療等に関する診療費請求のための利用及びその照会に対する回答
- (11) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等へのその結果通知
- (12) 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体及び保険会社等への相談又は届出等
- (13) その他患者への医療保険事務に関する利用
- (14) 患者個人を識別あるいは特定できない状態にした上での症例研究、発表及び教育

## 3 その他の利用

- (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 外部監査機関への情報提供
- (3) 災害時、緊急時等の情報提供

## 虹ねっと com 退会(アカウント完全削除)届出書

一般社団法人 豊中市医師会

会長 飯尾 雅彦 様

下記の通り、退会の届出をします。アカウントの完全削除をお願いいたします。

記

令和 年 月 日

施設情報	施設名	
	住所・連絡先	〒  TEL
	虹ねっと com 管理者名	
	虹ねっと com 管理者のメールアドレス	
退会する人の氏名		
退会する人のメールアドレス		
管理者権限 有無 (どちらかに○を記入ください)		有 ・ 無 (および権限移行処理済)  ※施設・グループ・患者の部屋等すべてにおいて、ひとつでも管理者およびご自身で作成されたグループ・部屋がある場合は、「有」となります。 ※「有」の方は、ご自身で管理者の権限を必ず他の方に付与し移行してから、退会届出してください。

**◎以下の内容について、ご了承の上、お手続きください。**

※1 この届出は、アカウントを完全に削除処理するお手続きとなります。一度削除しますと復元は出来ません。  
(これまでに退会者が投稿したメッセージは「医療・介護関係者」というユーザー名で残ります。)

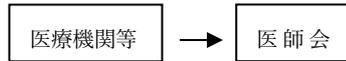
※2 勤務施設からのスタッフ削除は、施設管理者をお願いいたします。

※3 管理者が退会する場合、その施設に管理者がいなくなる時は、管理者の権限を他の方に付与してから、退会手続きをお願いいたします。グループ管理者・患者の部屋等の管理者も同様に権限の移行処理をお願いします。虹ねっと com 事務局ではシステム上操作出来ず、処理済みのアカウントしか退会(アカウント削除)手続きができません。

- 施設スタッフ削除・管理者付与の方法は、MedicalCareStation のホームページの「初めての方へ」ページのマニュアルをご参照ください。(※2 管理者が行える操作応用編、※3 管理者が行える操作 参照)

この「虹ねっと com」退会届出書(word)を添付して、医師会 [tynk-c@toyonaka.osaka.med.or.jp](mailto:tynk-c@toyonaka.osaka.med.or.jp) まで、メールにてお送りください。

◆ ご不明な点は下記までお問合せください。



**【提出先】** 〒560-0012 豊中市上野坂2-6-1  
一般社団法人 豊中市医師会 虹ねっと com事務局  
Tel 06-6842-5181 Fax 06-6848-1526  
mail:tynk-c@toyonaka.osaka.med.or.jp